

筆界特定制度10周年

筆界特定制度をご存じでしょうか

筆界に関する紛争を解決する手段の一つとして、平成18年1月20日、筆界特定制度が発足し、今年で10周年を迎えました。

筆界特定制度とは、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、法務局又は地方法務局の筆界特定登記官が、外部の専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置又は範囲を特定する制度です。



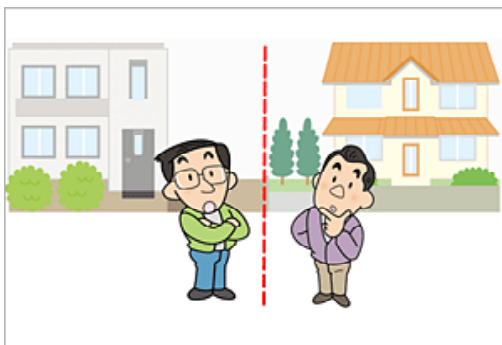
筆界特定制度の特徴

- 1 筆界特定制度は、新たに筆界を定める制度ではありません。
筆界特定は、新たに筆界を定めるものではなく、あくまでも、登記された時の土地の筆界の現地における位置又は範囲を特定するものです。
- 2 専門家の意見を踏まえて、中立公正に筆界が特定されます。
筆界特定は、法務局が法顕で必要な資料を収集し、また、必要な事実の調査を行うことによって、中立・公正な立場で土地の筆界の現地における位置又は範囲を特定します。

筆界特定制度の利用例

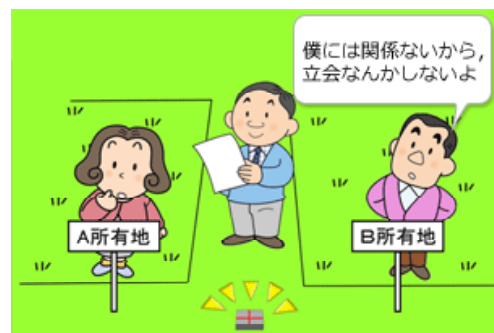
ケース1

お隣さんと筆界の認識が異なる。



ケース2

筆界の確認に、お隣さんが立ち会ってくれない。又は、お隣さんが空き地となっており、所有者の所在がわからない。



筆界特定の相談は、青森地方法務局登記部門筆界特定室（Tel：017-776-6231 音声ガイダンス2番）までお願いします。